

四日市市告示第 588 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和元年 11 月 22 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	起点	幅員(m)	延長(m)	備考 別添図位番号
		終点			
1	羽津鷗12号線	大字羽津字広甲2656-2	6.0	10.1	No.1
		大字羽津字広甲2656-2			
整理番号	路線名	起点	幅員(m)	延長(m)	備考 別添図位番号
2	日永26号線	日永五丁目3337-8	4.1~6.2	65.8	No.2
		日永五丁目3337-1			
整理番号	路線名	起点	幅員(m)	延長(m)	備考 別添図位番号
3	東日野26号線	東日野一丁目233-5	4.0~6.2	15.8	No.3
		東日野一丁目233-5			
整理番号	路線名	起点	幅員(m)	延長(m)	備考 別添図位番号
4	大矢知西富田1号線	大矢知町字八反縄216-5	4.0	25.5	No.4
		大矢知町字八反縄216-3			
整理番号	路線名	起点	幅員(m)	延長(m)	備考 別添図位番号
5	大矢知8号線	下之宮町字皇田2-1	4.0	18.6	No.5
		下之宮町字皇田2-1			
整理番号	路線名	起点	幅員(m)	延長(m)	備考 別添図位番号
6	大矢知20号線	大矢知町字八反縄216-3	4.9~6.9	32.4	No.6
		大矢知町字八反縄216-7			